

### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年5月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 あすとびあ高田  
所在地 上越市本町五丁目195番  
設置者 高田まちづくり株式会社
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者  
（変更前）未定  
（変更後）株式会社グッティほか4者
- 3 変更年月日  
平成25年4月12日
- 4 変更の理由  
小売業者が決定したため。
- 5 届出年月日  
平成25年5月22日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
（なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間  
平成25年5月31日から平成25年9月30日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp